

新潟経営大学における公的研究費等の不正使用に関する取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、新潟経営大学（以下「本学」という。）における「新潟経営大学における公的研究費等の管理・運営規程」（以下「公的研究費等の管理・運営規程」という。）に基づき、公的研究費等の不正使用に対する取扱いについての必要事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 不正使用 法令または「公的研究費等の管理・運営規程」に反する公的研究費等の使用をいう。
- (2) 公的研究費 「公的研究費等の管理・運営規程」第2条第1号に掲げる資金等をいう。
- (3) 不正防止計画推進部署 「公的研究費等の管理・運営規程」第11条第2項に掲げる総務・企画委員会をいう。
- (4) 部局 「公的研究費等の管理・運営規程」第2条第2号に掲げる本学学部をいう。
- (5) 最高管理責任者 「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第1号に掲げる学長をいう。
- (6) 統括管理責任者 「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第2号に掲げる学部長をいう。
- (7) 部局責任者 「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第3号に掲げる事務長をいう。
- (8) 部局事務責任者 「公的研究費等の管理・運営規程」第3条第4号に掲げる総務課長をいう。
- (9) 不正防止計画推進部署長 総務・企画委員会委員長をいう。

(通報窓口)

第3条 公的研究費等の不正使用に対する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- (1) 通報窓口 本学総務課とし、部局事務責任者が通報事実を把握する。
- (2) 責任者 通報窓口の責任者は、部局責任者とする。
- (3) 報 告 部局事務責任者は、通報受付後、速やかに通報窓口責任者である部局責任者に報告し、部局責任者より不正防止計画推進部署に報告、部署長より統括管理責任者、最高管理責任者に報告するものとする。

(通報について)

第4条 第3条に定める通報窓口への通報は、電話、電子メール、ファクシミリ、文書又は部局事務責任者への面会によるものとし、実名で行うこととする。

(通報者・被通報者の取扱い)

第5条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を厳守するとともに、通報内容の調査結果の公表まで調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者に対し秘密保持を徹底させ

るものとする。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等の処置を取ることがあり得る旨を周知する。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行わない。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報を受けたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行わない。

(調査委員会)

第6条 通報事項を調査するため、不正防止計画推進部署に調査委員会を置くこととする。

- 2 調査委員会は次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 部局責任者
- (3) 部局事務責任者
- (4) 不正防止計画推進部署長
- (5) 経理事務担当総務課員
- (6) 総務係長または企画財務課長
- (7) 本学に属さない弁護士、公認会計士等の第三者
- (8) その他最高管理責任者が指名する者

- 3 第6条第2項第7号の第三者は、本学及び、通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 第6条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 調査委員会に委員長を置く。委員長は、第6条第2項に定めた委員のうち、最高管理責任者が指名する者とする。

(予備調査)

第7条 調査委員会委員長は通報事項について、部局責任者、部局事務責任者、経理事務担当総務課員、総務係長または企画財務課長の計4名に速やかに予備調査を実施させ、通報の受付から30日以内に本調査の可否を判断する。

- 2 予備調査では、通報事項に該当する経理書類や研究者から提出された書類等の確認を行う。
- 3 部局責任者は、予備調査の結果を調査委員会委員長に報告しなければならない。
- 4 前項に定める報告を受けた調査委員会委員長は、以下の各号いずれかの判断を行うものとする。

- (1) 本調査を実施しない場合 通報の受付から30日以内に配分機関に本調査不要の報告をするとともに、通報者にも通知する。
- (2) 本調査を実施する場合 通報の受付から30日以内に、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び関係省庁等に報告するとともに、調査委員会を設置する。

(異議申立て)

第8条 調査委員会委員長は、通報者及び被通報者に対し、次の各号に定める事項を通知するものとする。

(1) 本調査実施の決定について

(2) 調査委員会委員の氏名と所属

2 前条の通知を受けた通報者及び被通報者は、調査委員会委員の構成について異議がある場合は、通知を受けた日から原則として14日以内に調査委員会委員長に異議申立てをすることができる。

3 異議申立てがあつた場合、調査委員会委員長は、その内容が妥当であると判断した場合には、当該異議申立てに係る委員を交代し、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査)

第9条 調査委員会委員のうち、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する委員は審議・調査に加わることができないものとする。

2 本調査は次の各号に定める調査を行う。

(1) 被通報者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聞き取り調査

(2) 関係資料、経理書類等の閲覧調査

(3) その他調査することが必要と判断される事項

3 調査対象者は、調査委員会の調査に対して誠意を持って協力しなければならない。

4 調査委員会は、本調査に係る関係資料等の隠蔽されるおそれがある場合は、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。その場合、措置の範囲や期間は必要最小限に留めることとする。

(判定)

第10条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について判定する。

2 通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告書を配分機関に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告または中間報告を提出する。

5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

6 不正使用が行われなかったと判定された場合、当該通報が悪意に基づくものであるか否かの判定を行うものとする。ただし、判定を行うにあたっては、通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

7 調査委員会は、全ての調査・判定結果等を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。

る。

(通 知)

第 1 1 条 最高管理責任者は、前条の結果を次の各号に定めるものに通知するものとする。

- (1) 被通報者
- (2) 被通報者以外で公的研究費等の不正使用に関与したと判定された者
- (3) 通報者
- (4) 前条の悪意による通報であると判定された場合で、当該者が本学以外の機関に所属している場合は、当該者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 1 2 条 判定により不正使用が認められた被通報者又は通報が悪意に基づくものと認められた通報者は、通知を受けてから原則として 1 4 日以内に不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあったときは、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨・理由が調査委員会の構成等その公正性に係るものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会の委員構成を変更することができる。

(再調査)

第 1 3 条 調査委員会は、不服申立てを受けてから原則として 3 0 日以内に再調査を行うか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、再調査開催の有無を調査委員会からの報告を受けてから原則として 7 日以内に被通報者又は通報者に通知する。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

2 再調査を行う場合、調査委員会は不服申立てを受けてから原則として 6 0 日以内に調査しその結果を被通報者又は通報者に通知する。また、その事案に係る配分機関及び関係省庁等に報告する。

3 再調査を行う場合であっても、第 1 0 条第 2 項の報告書の配分機関への提出は、通報の受付から 2 1 0 日以内とする。

(調査中における措置)

第 1 4 条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの期間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することとする。

(調査結果後の措置について)

第 1 5 条 最高管理責任者は、次の各号に定めた措置を取ることとする。

(1) 不正使用が認められた場合

不正使用が認められた当該者に対し、直ちに当該研究費の使用を中止させることとし、新潟経営大学就業規則（以下「就業規則」という。）に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。また、当該者の氏名・所属、公的研究費の不正使用の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順、その他最高管理責任者が必要と認める事項を公表する。

(2) 不正使用が行われなかったと認められた場合

原則として調査結果を公表しない。加えて、第14条で行った研究費の支出の停止を解除し、被通報者に対して、被通報による不利益が生じないよう十分に配慮しなければならない。

(3) 通報者の悪意による通報と認められた場合

当該者が本学所属の者の場合は、氏名・所属を公表し、就業規則に基づく懲戒処分等必要な措置を行う。当該者が本学以外の機関に所属している場合は、その氏名・所属を当該者の所属機関に通知する。

(関係者の保護等)

第16条 最高管理責任者は、通報者及び調査関係者が不正使用通報や情報提供等、また、調査に携わることを理由とする不利益を受けないよう、十分な配慮を行うものとする。

(改正)

第17条 この規程の改正は、教授会の意見を聴き、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月27日から施行する。